

財産の取得について

財産を次のように取得する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 物品 保育所給食用物資（青果物、豆腐蒟蒻類、鶏卵等）
- 2 取得価格 67,000,000円を上限とする額
- 3 相手方 熊本市西区田崎町380番地44
熊本県学校給食納入協同組合
理事長 松枝 隆

（提出理由）

保育所給食用物資の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。